

併せて

STOP! 農業系廃プラスチック

農業系廃プラスチックは、**産業廃棄物**として『廃棄物の処理及び清掃に関する法律』に基づき、農業者自らの責任で**適切に処理する義務**があります!

※不法投棄や野焼きは罰則の対象となります。地域の回収方法を確認しましょう。

① プラごみ 流出防止

- 肥料袋、あぜ波板・シート等は風で飛ばないように
- 一般プラごみ（レジ袋、ペットボトル等）も併せて注意

② 被膜殻の 流出防止

- 緩効性肥料の被膜殻がほ場から流れ出ないように※
- 代かきや田植え前に強制落水しない水管理
- 本田を確認し、移植前を中心に網でくくう等、被膜殻の回収に努めましょう



ほ場の田面に浮遊する 被膜殻の時期別の割合



※環境保全型農業直接支払交付金の
「緩効性肥料の利用および長期中干し」
取組の要件でもあるよ。



滋賀県イメージ
キャラクター
うおーたん

県では、**環境こだわり農業**の推進と
世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策により、
地域での濁水防止の取組を支援しています。

また、「**持続的で生産性の高い滋賀の農業推進条例**
(令和3年4月1日施行)」(愛称「**しがの農業みらい条例**」)
に基づき、農業濁水の流出防止対策および
農業系廃プラスチックの排出抑制を強化していきます。



環境こだわり農産物認証マーク